

定期報告制度の対象一覧表

■建築物（報告年度は3年に一度 ※対象用途の建築物によって報告時期が異なるため、下記の表を参照）

番号	対象用途	対象規模等 (以下のいずれかに該当する場合)	報告年度					
			2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
1	劇場・映画館・演芸場	① 3階以上のA>100㎡ ② 客席部分のA≥200㎡ ③ 主階が1階に無いもの ④ 地階のA>100㎡		●			●	
	観覧場(屋外観覧場を除く)・公会堂・集会場	① 3階以上のA>100㎡ ② 客席部分のA≥200㎡ ③ 地階のA>100㎡		●			●	
2	病院・診療所 (患者の収容施設があるものに限る)	① 3階以上のA>100㎡ ② 2階部分のA≥300㎡ (2階に患者の収容施設があるものに限る) ③ 地階のA>100㎡	●			●		
	高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途	① 3階以上のA>100㎡ ② 2階部分のA≥300㎡ ③ 地階のA>100㎡	●			●		
3	ホテル・旅館	① 3階以上のA>100㎡ ② 2階部分のA≥300㎡ ③ 地階のA>100㎡			●			●
4	体育館・博物館・美術館・図書館・ボーリング場・スキー場・スケート場・水泳場・スポーツ練習場(学校又は学校に付属する体育館その他これに類する用途を除く)	① 3階以上のA>100㎡ ② A≥2,000㎡			●			●
5	百貨店・マーケット・展示場・物品販売業を営む店舗	① 3階以上のA>100㎡ ② 2階部分のA≥500㎡ ③ A≥3,000㎡ ④ 地階のA>100㎡		●			●	
6	キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・待合・料理店・飲食店	① 3階以上のA>100㎡ ② 2階部分のA≥500㎡ ③ A≥3,000㎡ ④ 地階のA>100㎡	●			●		
7	事務所 (当該用途に供する階数が5以上のものに限る)	① A>1,000㎡			●			●

- ・ A は当該用途に供する部分の床面積の合計を示す
- ・ ●印の期間は、各年度始期の4月1日から翌年の3月30日まで
- ・ 用途に供する部分の床面積には、その用途のための従たる施設(廊下、倉庫等)を含む
- ・ 当該用途に供する部分が避難階のみにあるものは対象外

■防火設備（報告年度は毎年）

対象	対象外
上記建築物の防火設備 病院、有床診療所又は就寝用福祉施設(※1)の防火設備	常時閉鎖式(※2)、外壁開口部の防火設備 防火ダンパー

※1 該当用途に供する部分の床面積が200㎡以上のもの

※2 普段は閉鎖された状態になっており、開放してもドアクローザーなどで自動的に閉鎖状態に戻る方式のもの

■昇降機（報告年度は毎年）

対象	対象外
エレベーター、エスカレーター 小荷物専用昇降機(フロアタイプ)	住戸内のみを昇降する昇降機 工場等に設置されている専用エレベーター(※3)

※3 労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するエレベーター

■準用工作物（報告年度は毎年）

対象
観光用エレベーター・エスカレーター、コースターなどの高架の遊戯施設 メリーゴーラウンド、観覧車等の原動機による回転運動する遊戯施設